

6 修理第 4 0 0 2 5 号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称

株式会社ミタス

事業所の
所 在 地

福井県福井市問屋町 4 丁目 901 番地

事業所の
名 称

株式会社ミタス 本社

修理区分

動物用医薬品等取締規則第 136 条第 2 号の区分

許 可 の
有効期間

令和 7 年 3 月 5 日から

令和 12 年 3 月 4 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和 7 年 3 月 5 日

農林水産大臣 江藤 拓